

# ゴルフツーリズムWEBサイト構築及び運用業務 仕様書

## 1 委託業務名

ゴルフツーリズムWEBサイト構築及び運用業務

## 2 目的

兵庫県では、163 か所のゴルフ場の集積を活かしたゴルフツーリズムのDESTINATIONとしてのブランド化を目指しており、ゴルフと歴史・文化などの観光資源・体験を組み合わせた旅行商品の造成に取り組んできた。訪日golfer及び海外旅行会社向けに兵庫県のゴルフツアーの魅力を発信するWEBサイトを構築し、造成した旅行商品の発信の強化を図る。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

## 4 業務内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という。）が取り組むゴルフツーリズムにかかる情報発信を行うWEBサイトを構築・運用する。

なお、構築にあたっては、委託者が指定する有識者に対しコンサルティング業務を再委託し、その者の指示・助言を受けながら実施すること。

(1) 観光本部の公式サイト内にゴルフツーリズムのランディングページ（Landing Page）を制作すること。

- ・言語は英語とし、(2) のWEBサイトのトップページへ移動する内容とすること。
- ・更新作業は観光本部で実施する。

(2) ゴルフツーリズムのWEBサイトを構築すること。

WEBサイトの設計・制作、サーバーへのインストール、テスト等ホームページによる情報発信に係る業務の一切を行うこととする。

① 作成言語

英語

② WEBサイトの構成

ア トップページ

- ・兵庫県におけるゴルフツーリズムの魅力伝える内容とすること。
- ・新規に撮影した写真や動画を使用することが望ましい。
- ・SNSリンクを設定すること。

イ 兵庫県の観光情報ページ

パンフレット「Golf in HYOGO JAPAN」のデータの活用、観光本部公式サイトへのリンクを含めることを可能とするが、新規記事を2本以上掲載すること。

ウ 兵庫県内のゴルフ場の紹介ページ

- ・観光本部が指定する兵庫県内のゴルフ場について掲載すること（40 か所程度）。なお、掲載する内容は、コンサルティング業務の再委託者と相談の上、決定すること。

- ・写真等を使用し見やすい内容となるよう工夫すること。
  - ・英語対応しているWEBサイトをもつゴルフ場はリンクの紹介でも可とする。
- エ 日本でのゴルフの注意事項のページ  
パンフレット「Golf in HYOGO JAPAN」を参考に作成すること。パンフレット「Golf in HYOGO JAPAN」のデータの活用を可とする。
- オ モデルコースの紹介のページ  
・4コース程度掲載すること。なお、掲載するコースは、コンサルティング業務の再委託者と相談の上、決定すること。
- カ 問い合わせフォーム
- キ その他  
ア～カ以外のページの追加に対応できるシステム設計とすること。

### ③ 媒体

- ア 閲覧者のブラウザ等の利用環境に依存しないよう留意し、Microsoft Edge 及び Google Chrome、Firefox、Safari 等の最新版に対応していること。
- イ パソコンだけでなく、スマートフォン、タブレットなどのモバイル端末でも閲覧できるように、レスポンシブウェブデザインとすること。

### ④ 保守管理

- ア 本サイトで提供する情報はインターネットで高速かつ安定した提供を可能とすること。
- イ 365日24時間の稼働を行うこと。ただし、障害が発生しサービスが停止する場合にはサービス停止から6時間以内に復旧又は代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。
- ウ 以下のセキュリティ要件を満たしていること。
  - ・WEBサイトの全ページをSSL/TLSで暗号化し、常時SSL(HTTPS)通信させること。
  - ・受託中に知り得た個人情報や個人情報は適正に管理し、漏えい、不正使用を行わないこと。
  - ・外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないよう、対策を講じること。また、OSの脆弱性を解消するために、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。
  - ・セキュリティ対策の作業手順(報告ルール等)を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに委託者に報告し、対策を講じること。
  - ・サーバ提供事業者等が提供する最新のセキュリティ情報を定期的に確認すること。
- エ 次年度以降ランニングコストが発生しない内容とすること。ただし、(2)のWEBサイトは令和6年3月31日(日)まで、上記ア～ウの要件を満たした上で維持すること。

### (3) 公開時期

- 令和3年9月30日(金)までに公開すること。
- ただし、中心となる一部のみを先行公開し、残りの部分を期日(令和4年2月28日(月))までに公開することも可とする。

### (4) 留意事項

- 制作チームには、兵庫県の観光・物産等及びゴルフに係る基礎的な知識を有する者を含むこと。

## 5 成果物の提出等

### (1) 成果物

業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「事業完了報告書」を紙及び電子媒体で提出すること。

### (2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(神戸市中央区中山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

### (3) 提出期限

令和4年2月28日(金) 17時00分

## 6 委託料の上限額

委託料の上限額は、1,600千円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

4に記載の有識者に対しては、上記の委託料から600千円(消費税及び地方消費税を含む)で再委託することとし見積内容に含めること。

## 7 留意事項等

(1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。

(3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。

(4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(5) 受託者は、本業務を第三者に委託または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(6) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。

(7) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること。

### (8) 委託契約の締結

① 契約に関する事務は委託者で行う。

② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

③ 契約条項は、委託者において示す。

④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が2,000千円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社と

の間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(9) 契約の解除

- ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
  - ② 上記①により契約を解除した場合、観光本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (10) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。